

特別養護老人ホームひまわりの郷
デイサービスセンターひまわりの郷
居宅介護支援センターひまわりの郷

広報に関する指針

広報の目的：ひまわりの郷は地域の高齢者福祉に貢献するため、各事業を通じて高齢者介護サービスを必要とされる要介護者と介護者へ提供してきました。しかしながら、残念なことにひまわりの郷の知名度の低さから、介護を必要としている方々に十分に知られていない側面もあります。この地域の中で、「ひまわりの郷があるから大丈夫」と介護を必要とする全ての方に思っただけのように、ひまわりの郷の知名度を上げ、日々研鑽を積んでいるサービスの内容をご紹介するために広報活動を活性化し、ひまわりの郷の基本的な姿勢から様々な新しい取り組みまで、地域の方々に知って頂くように、以下の項目を定め努めます。

- 1、従来からある広報活動資源である施設パンフレットにはひまわりの郷の基本的な考え方や姿勢を中心に情報を整え、広く配布できるように努めます。
- 2、各事業の詳細なサービス内容、利用料金等を、施設パンフレットに付属させ、詳細で正確な情報を利用希望者に提供します。
- 3、施設内や各事業内、職員間のトピックなど、施設に親しみやすい情報、内部の透明性を担保する情報を季刊誌として定期発行します。
- 4、インターネットを活用し、即実性の高いホームページの運用、SNSを活用したトピックスの配信を行い、情報の多角化に対応します。
- 5、法に定められた社会資源の一員として、法令や節度を遵守し、利益誘導につながるような発信者優位の情報提供は致しません。
- 6、情報を求める方々の立場を考慮し、出来るだけ分かり易く、視覚的効果なども取り入れて興味を持って接して頂けるような広報活動を目指します。
- 7、ひまわりの郷の広報活動は複数名の担当者が運営し、主任会議が内容・状況を管理します。主任会議で承認された事項は議事録に記録され、最終的には施設長の決裁により実施可能となります。

令和2年4月1日